

タクシー運賃改定のお知らせ

長崎Bブロック【離島地区】

平素よりタクシーをご利用いただきましてありがとうございます。

最近の県内のタクシー事業は、燃料費の高騰等に加え、運転者の労働条件の改善が必要となり、運輸当局に運賃改定を申請中のところ、令和5年10月25日から新運賃の運びとなりました。

この運賃改定を機会に安全輸送の確保とサービス向上に努めますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

1 距離制運賃

車種別	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	1.3 kmまで 770円	273 m増すごとに 120円
大型車	1.3 kmまで 730円	267 m増すごとに 110円
普通車	1.3 kmまで 650円	364 m増すごとに 100円

2 時間制運賃

特定大型車	30分 までごとに 3,120円	時間制運賃は、営業所等において、時間制によるあらかじめの特約がある場合に適用されます。
大型車	30分 までごとに 3,000円	
普通車	30分 までごとに 2,130円	

3 運賃の割増

深夜早朝割増	22時から5時まで2割増
--------	--------------

4 障害者割引・運転免許証返納割引

障害者割引 (身体・知的・精神)	1割引 ※手帳を提示いただいた場合
運転免許証返納割引	1割引 ※運転経歴証明書を提示いただいた場合

(注)障害者割引と運転免許証返納割引の重複割引はできません。

5 迎車回送料金

迎車回送距離が2キロメートルを超える場合は、発車地点から2キロメートルの地点を距離制運賃の起算点とする。
ただし、2キロメートル未満の回送料は收受しない。